

令和3年第3回四万十町議会定例会

四万十町議会議案書



令和3年9月8日開会

四 万 十 町

目次

議案番号	付議事件名	ページ
報告第 8 号	令和 2 年度四万十町一般会計継続費精算報告について	1
報告第 9 号	健全化判断比率の報告について	3
報告第 1 0 号	資金不足比率の報告について	4
議案第 8 7 号	消防ポンプ自動車の売買契約の締結について	5
議案第 8 8 号	四万十町過疎地域持続的発展計画の策定について	6
議案第 8 9 号	四万十町税条例の一部を改正する条例について	7
議案第 9 0 号	令和 3 年度四万十町一般会計補正予算（第 2 号）	別冊
議案第 9 1 号	令和 3 年度四万十町国民健康保険事業特別会計補正予算（第 1 号）	別冊
議案第 9 2 号	令和 3 年度四万十町国民健康保険大正診療所特別会計補正予算（第 1 号）	別冊
議案第 9 3 号	令和 3 年度四万十町国民健康保険十和診療所特別会計補正予算（第 1 号）	別冊
議案第 9 4 号	令和 3 年度四万十町大道へき地診療所特別会計補正予算（第 1 号）	別冊
議案第 9 5 号	令和 3 年度四万十町後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第 1 号）	別冊
議案第 9 6 号	令和 3 年度四万十町介護保険事業特別会計補正予算（第 1 号）	別冊
議案第 9 7 号	令和 3 年度四万十町特別養護老人ホーム窪川荘特別会計補正予算（第 1 号）	別冊
議案第 9 8 号	令和 3 年度四万十町特別養護老人ホーム四万十荘特別会計補正予算（第 2 号）	別冊
議案第 9 9 号	令和 3 年度四万十町下水道事業特別会計補正予算（第 1 号）	別冊
議案第 1 0 0 号	令和 3 年度四万十町水道事業会計補正予算（第 1 号）	別冊
認定第 1 号	令和 2 年度四万十町各会計歳入歳出決算の認定について	9

報告第 8 号

令和 2 年度四万十町一般会計継続費精算報告について

令和 2 年度四万十町一般会計継続費精算報告書を別紙のとおり調製したので、地方自治法施行令（昭和 2 2 年政令第 1 6 号）第 1 4 5 条第 2 項の規定により報告する。

令和 3 年 9 月 8 日提出

四万十町長 中尾 博憲

令和2年度 四万十町一般会計継続経費精算報告書

単位：円

款	項	事業名	年度	全体計画						実績						比較			
				年割額	左の財源内訳			支出済額	左の財源内訳			年割額と 支出済額の差	左の財源内訳			特定財源	左の財源内訳		一般財源
					特定財源	地方債	その他		特定財源	地方債	その他		特定財源	地方債	その他				
8	土木費	四万十町雨水公共下水道事業	30	230,000,000	115,000,000	115,000,000	0	0	0	0	230,000,000	115,000,000	115,000,000	0	0	0	0		
	5	下水道費	元	347,000,000	173,500,000	156,100,000		460,300,000			0	△ 113,300,000	△ 56,650,000	△ 62,500,000				5,850,000	
			2	112,380,000	45,760,000	41,100,000		229,080,000				△ 116,700,000	△ 58,350,000	△ 52,500,000			0	△ 5,850,000	
			計	689,380,000	334,260,000	312,200,000	0	689,380,000				0	334,260,000	312,200,000	0	0	0	0	

令和3年9月8日提出

四万十町長 中尾 博憲

報告第9号

健全化判断比率の報告について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成19年法律第94号）第3条第1項の規定により、健全化判断比率を監査委員の意見を付けて次のとおり報告する。

令和3年9月8日提出

四万十町長 中尾 博憲

令和2年度決算に基づく健全化判断比率

単位：％

実質赤字比率	連結実質赤字比率	実質公債費比率	将来負担比率
—	—	6.0	—
(13.53)	(18.53)	(25.0)	(350.0)

備考

- 1 実質赤字額又は連結実質赤字額がない場合及び実質公債費比率又は将来負担比率が算定されない場合は、「—」と表示している。
- 2 括弧内は、四万十町における早期健全化基準を表示している。

報告第10号

資金不足比率の報告について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成19年法律第94号）第22条第1項の規定により、資金不足比率を監査委員の意見を付けて次のとおり報告する。

令和3年9月8日提出

四万十町長 中尾 博憲

令和2年度決算に基づく資金不足比率

単位：％

特 別 会 計 名	資金不足比率	備 考
水 道 事 業 会 計	—	
下 水 道 事 業 特 別 会 計	—	
農業集落排水事業特別会計	—	

備考

資金不足比率がない場合は「—」と表示している。

議案第 87 号

消防ポンプ自動車の売買契約の締結について

下記のとおり売買契約を締結することについて、四万十町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（平成 18 年四万十町条例第 47 号）第 3 条の規定により議会の議決を求める。

令和 3 年 9 月 8 日提出

四万十町長 中尾 博憲

記

- | | |
|----------|--|
| 1 契約の目的 | 消防ポンプ自動車の買入れ |
| 2 契約の方法 | 指名競争入札による契約 |
| 3 契約金額 | 25,960,000 円
うち取引に係る消費税及び地方消費税の額
(2,360,000 円) |
| 4 契約の相手方 | 高知市南川添 1 番 28 号
株式会社藤島
代表取締役 藤島 正守 |

議案第 88 号

四万十町過疎地域持続的発展計画の策定について

四万十町過疎地域持続的発展計画（令和 3 年度～令和 7 年度）を別冊のとおり策定することについて、過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法（令和 3 年法律第 19 号）第 8 条第 1 項の規定により議会の議決を求める。

令和 3 年 9 月 8 日提出

四万十町長 中尾 博憲

議案第 89 号

四万十町税条例の一部を改正する条例について

四万十町税条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 3 年 9 月 8 日提出

四万十町長 中尾 博憲

四万十町条例第 号

四万十町税条例の一部を改正する条例

四万十町税条例（平成18年四万十町条例第53号）の一部を次のように改正する。

第 24 条第 2 項中「及び扶養親族」の次に「(年齢 16 歳未満の者及び控除対象扶養親族に限る。以下この項において同じ。)」を加える。

第 34 条の 7 の見出し及び第 1 項中「寄付金」を「寄附金」に改め、同項第 2 号及び第 3 号中「寄附金（」の次に「出資に関する業務に充てられることが明らかなものを除き、」を加え、同項第 4 号中「を除く。」を「及び出資に関する業務に充てられることが明らかなものを除き、」に改め、同項第 5 号及び第 6 号中「寄附金（」の次に「出資に関する業務に充てられることが明らかなものを除き、」を加え、同項第 7 号中「を除く。」を「及び出資に関する業務に充てられることが明らかなものを除き、」に改め、同項第 8 号中「寄附金（」の次に「出資に関する業務に充てられることが明らかなものを除き、」を加え、同項第 10 号中「寄付」を「寄附」に改め、「もの」の次に「及び出資に関する業務に充てられることが明らかなもの」を加える。

第 36 条の 3 の 3 第 1 項中「控除対象扶養親族を除く」を「年齢 16 歳未満の者に限る」に改める。

附則第 5 条第 1 項中「及び扶養親族」の次に「(年齢 16 歳未満の者及び控除対象扶養親族に限る。以下この項において同じ。)」を加える。

附則第 6 条中「令和 4 年度」を「令和 9 年度」に改める。

附則第 7 条の 4 の見出し中「寄付金」を「寄附金」に改める。

附 則

(施行期日)

第 1 条 この条例は、令和 4 年 1 月 1 日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(1) 附則第 3 条の規定 公布の日

(2) 第 24 条第 2 項及び第 36 条の 3 の 3 第 1 項の改正規定並びに附則第 5 条第 1

項の改正規定並びに次条第2項の規定 令和6年1月1日

(町民税に関する経過措置)

第2条 この条例による改正後の四万十町税条例第34条の7第1項の規定は、所得割の納税義務者が令和3年4月1日以後に支出する同項に規定する寄附金又は金銭について適用し、所得割の納税義務者が同日前に支出したこの条例による改正前の四万十町税条例第34条の7第1項に規定する寄附金又は金銭については、なお従前の例による。

2 前条第2号に掲げる規定による改正後の四万十町税条例の規定中個人の町民税に関する部分は、令和6年度以後の年度分の個人の町民税について適用し、令和5年度分までの個人の町民税については、なお従前の例による。

(固定資産税に関する経過措置)

第3条 地方税法等の一部を改正する法律（令和2年法律第26号）の施行の日から令和3年3月31日までの期間（以下この条において「適用期間」という。）内に地方税法等の一部を改正する法律（令和3年法律第7号）第1条の規定による改正前の地方税法（昭和25年法律第226号）附則第64条に規定する中小事業者等（以下この条において「中小事業者等」という。）が取得（同条に規定する取得をいう。以下この条において同じ。）をした同条に規定する家屋及び構築物（中小事業者等が、同条に規定するリース取引（以下この条において「リース取引」という。）に係る契約により家屋及び構築物を引き渡して使用させる事業を行う者が適用期間内に取得をした同条に規定する先端設備等に該当する家屋及び構築物を、適用期間内にリース取引により引渡しを受けた場合における当該家屋及び構築物を含む。）に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

認定第 1 号

令和 2 年度四万十町各会計歳入歳出決算の認定について

地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 233 条第 3 項並びに地方公営企業法(昭和 27 年法律第 292 号)第 30 条第 4 項の規定により令和 2 年度四万十町一般会計及び各特別会計歳入歳出決算並びに令和 2 年度四万十町水道事業会計決算を別紙のとおり監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

令和 3 年 9 月 8 日提出

四万十町長 中尾 博憲

記

令和 2 年度四万十町一般会計歳入歳出決算

令和 2 年度四万十町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算

令和 2 年度四万十町国民健康保険大正診療所特別会計歳入歳出決算

令和 2 年度四万十町国民健康保険十和診療所特別会計歳入歳出決算

令和 2 年度四万十町大道へき地診療所特別会計歳入歳出決算

令和 2 年度四万十町後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算

令和 2 年度四万十町介護保険事業特別会計歳入歳出決算

令和 2 年度四万十町特別養護老人ホーム窪川荘特別会計歳入歳出決算

令和 2 年度四万十町特別養護老人ホーム四万十荘特別会計歳入歳出決算

令和 2 年度四万十町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算

令和 2 年度四万十町下水道事業特別会計歳入歳出決算

令和 2 年度四万十町水道事業会計決算